

公益社団法人世田谷法人会 役員旅費規程

(目 的)

第1条 この規定は、公益社団法人世田谷法人会（以下「この法人」という。）役員の報酬等及び費用に関する規程第8条の規定に基づき、役員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適 用)

第2条 この規程は、本会の理事、監事及び委員（以下「役員等」という。）並びに部会の役員等について適用する。

(旅 費)

第3条 旅費は、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を除いた地域への交通費及び宿泊料、参加会費（登録料）とし、出張目的のために必要とする日数（開催日数に準じて会長が判断する）について支給する。ただし、1回につき7名以内に全額を支給するものとし、7名以上が参加する場合は理事会において都度審議し支給の可否及び金額を決する。

2 全国法人会総連合又は東京都法人会連合会が旅費を支給する会議等については支給しない。

(交通費)

第4条 交通費は、本会事務局から最終目的地までを支給範囲とし、鉄道切符又は航空券の現物の料金を基礎として、最も経済的な通常の経路及び方法により算出するものとする。

(宿泊料)

第5条 本会が宿泊先を指定し手配した場合に限り、宿泊料は全額を支給する。

(参加会費)

第6条 参加会費（登録料）は、本会事務局へ届いた書面を基にその全額を支給する。ただし、本会名義の振込の場合は、本会が立て替えて支払う。

(支給方法)

第7条 旅費の支給は、鉄道切符及び航空券等の現物又は現金によるものとし、出張の事前に支給する。ただし、やむを得ない事由がある場合又は役員等との合意がある場合は事後清算とすることができる。

(改 廢)

第8条 この規程を改廢するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程は、令和5年12月4日から施行する。
- 2 本規程は、令和6年3月27日から施行する。